

V. 市民協働センター

1. 「(仮称)市民協働センター」の設置

市民協働を進めるためには、「市民」と「行政」を対等な立場で調整する「(仮称)市民協働センター」を設置する必要があります。

市民協働は、市民と行政がパートナーとなって、ひとつの目的に向い、力を合わせて努力していく活動です。市民協働の考えを進める際に、「市民」と「行政」は対等な立場にあります。対等な2つの立場が活動を進めるためには、その間に立って支援し調整する機関が必要です。また、「市民」の中には協働の主体となる組織が数多くあります。そうした多くの組織を調整していくためにも、第三者機関として中立の立場で市民協働を進めるための機関が求められます。それが、「(仮称)市民協働センター」です。

市民のある団体・グループと行政の二者のみが協働を話し合うのではなく、市民と行政の双方によって構成された第三者機関が協議に参加することにより、市民協働の公開を担保し、対等性（パートナーシップ※）を保證することができます。

当初は、市民協働の方法に戸惑うことも多々予想されます。また、行政職員の市民協働に対する認識・対応にも相当の時間を要することが予想されますので、コーディネーターとしての機能が必要となります。

【(仮称)市民協働センターの仕事】

1. 市民協働に関する情報を収集します。
2. 市民の課題の相談にあたります。
3. 市民の側からの協働提案を支援します。
4. 協働の内容が複数部署にまたがる場合には、調整を行います。
5. 行政からの協働提案を市民に代わって協議します。
6. 行政からの委託により市民協働の具体案を策定します。
7. 市民協働に関わる人財を育成します。
8. 市民協働の啓発・推進を行います。

2. 「(仮称) 市民協働センター」設置に向けて

① 市民協働センター準備会の設置

市民協働の実行には、行政の意識改革や市民の協働認識の充実など多くの課題があります。「(仮称) 市民協働センター」はそれらの課題を一つ一つ乗り越え、市民協働を推進する機関として是非とも必要なものです。しかし、センターはすぐに設立できるものではありません。しばらくの準備期間が必要です。そのため、センター設立に向けての「市民協働センター準備会」を設置します。

準備会では、この市民協働指針を受け継いで、さらに具体的な市民協働の実行計画を検討し、センターでの業務等について詳細な検討や、その運用方法などについて、市民への周知を行います。準備会は、まちづくり市民会議のメンバーを中心とした市民の代表と、行政の代表で構成されます。

② 行政内部の市民協働推進体制

中堅・若手職員のプロジェクトチームを結成し、「職員のための市民協働推進の手引き」、「市民協働を成功させる手引き」などの手引書の作成を通じて研究し、その者たちが職員のリーダーとして市民協働の推進体制を構築していくことが大切です。

③ 議会における推進組織

議会においても、市民協働に積極的な支援を行うことが望まれます。

3. 今後の課題

① (仮称) 市民協働センターの運営

「市民協働センター準備会」で検討することになりますが、(仮称) 市民協働センターの設置主体、メンバー構成、職員の身分など、運営方法について決めなければなりません。

また、こういった課題が市民協働活動で解決をめざすべきなのかを示す、より具体的なルールも必要でしょう。他にも、市民協働活動を提案する場合の手続きなど、具体的に定めておく必要のあることが多くあります。

② 他のまちづくり活動との調整

行政内部の部局などが、様々な形でまちづくりについての検討をしています。教育委員会が行っている公民館[※]の再編も、住民自治を目的としたものです。また、社会福祉協議会も健康福祉部とともに、支部社協[※]の提案を行っています。

こうした動きは、基本的な部分では市民協働の考え方と共通なところがあります。同じようなことをそれぞれですすめ、組織がたくさんできてしまうよりは、一つにまとめて考えることも必要となるでしょう。

③ 「郡上市行政改革大綱」の実行

大綱には市民協働についても書かれています。まさしく、この指針で考えた方向が記載されています。速やかなる行政改革の実行は市民協働の推進そのものといえるでしょう。

「郡上市行政改革大綱」より (1)

4 市民と市の役割分担の適正化

将来にわたって市民が必要とするサービスを継続しながら、新たに生じる行政課題に対応していくためには、市が行っている全ての行政サービスを見直し、行政が税金を投入してどのサービスをどこまで行うべきかを総点検しなければなりません。

複雑多岐にわたっている市の行政サービスについて、市民の受益と行政の責任度合い及び民間でのサービス提供の可否等を判断し、行政が提供しなければならないサービスについては確実に実施した上で、市が実施する必要性の減少したサービスについては、廃止・縮減、民営化などの改革を進める必要があります。

また、「問題はより身近なところで解決しなければならない」とする「補完性の原理」の考え方に基づくことが、今後の地方自治制度のあり方とも言われています。

市民と行政の「協働」と「補完」によるまちづくりの基本方針

市民と行政が、互いの基本的な役割を明確にしたうえで、まちづくりの取り組みごとに、「市民・地域でできること」、「市民・地域が行うことで、より大きな効果を生み出せること」と、「行政で行うこと」を設定し、地域の自律をめざします。

「郡上市行政改革大綱」より (2)

5 新たな改革の必要性

行政を取り巻く環境の変化、町村合併による課題や厳しい市の財政状況等に適切に対応していくためには、対応すべき課題をきちんと認識し、取り組んでいく必要があります。

- ◆地方分権が進展する状況において、国や県との役割を明確にし、相互に連携を保ちながら、自主・自立の行政運営を進める必要があります。
- ◆新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、組織や業務プロセスなど、行政内部の改革を一層進める必要があります。
- ◆市民の視点に立った魅力あるまちづくりを進めるためには、市民の担う役割が大きく、行政と市民のパートナーシップの確立を図り、連携・協力しながら地域の課題に取り組む必要があります。
- ◆将来にわたる持続可能なまちを創るには、地域資源を有効に活用した地域振興策を、地域経営の視点から官民一体となって進める必要があります。

「郡上市行政改革大綱」より (3)

第4章 基本理念に基づく3つの基本方針

○行政改革を推進するための基本方針

- I 質の高い行政サービスの提供
- II 市民協働による連携
- III 身の丈にあった行政運営

④ 自治基本条例（まちづくり基本条例）の制定

この指針に基づき、市民協働が実践され、新しい公共空間[※]への共通理解ができた折には、郡上市が常に住民自治の視点に立ち、取り組むことを明示する「自治基本条例」を制定することが必要となります。